

第32号議案 令和5年度大山崎町一般会計補正予算

(第4号)に対する付帯決議

円明寺区の公民館建設をすすめるため区が歴史的経緯のある中ノ池を処分して費用を捻出する事業については、予算が可決されてから2年余り経過している。事業が進まない要因は町内の財産区は法人格を有さない団体であり、財産区が土地の登記名義人ではなく町の名義であり、町は建設にむけて動けていない。

今回の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費において町有地売却検討業務委託費189万2千円は中ノ池は無道路地であり、隣接する公園も町の土地である。どちらも町の土地であり有効的活用を検討する予算である。

円明寺区は法人格を有さない財産区であり公民館を建設しても所有名義は大山崎町になる。売却する土地は大山崎町の所有である。円明寺区財産管理特別会計も公金であり大山崎町のお金である。つまり大山崎町が関与しなければこの事業は進まない。大山崎町の積極的な関与を求めたが実施されず。将来に対する不安が残る点は歪めない。

今後、先人が築いた財産を苦渋の判断で処分する円明寺区に事業が止まるようなことないよう、町は慎重な姿勢で取り組むべきであ

り、下記事項について一層の取組みを行っていくべきである。

記

1. 町は円明寺区の希望する公民館建設計画の詳細を具体化させること。
2. 先ず現状で中ノ池の不動産鑑定評価を行うこと。
3. 上記2が完了し議会の承認を得た後、中ノ池に6m進入路を2つ確保した中ノ池の不動産鑑定評価を行うこと。
4. 法の定める財産区ではない円明寺区であり、そのことや利益許与などで事業が止まったり係争に巻き込まれたりしないような計画を細部まで立案し、処分以外の方法も町は検討の上、円明寺区に全体計画の説明をわかりやすく実施すべきである。まずは議会への承認を得ること。
以上、決議する。

令和5年6月23日

大山崎町議会